

生活支援型食事サービス業務委託（概算契約）仕様書

受注者は、業務委託契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を実施する。

1 案件名称

大阪市生活支援型食事サービス業務委託（概算契約）

2 業務の目的・概要

在宅高齢者等の自立した生活の確保を図るため、心身の機能低下や障がい等により食事の確保が困難な高齢者等に対し、関連サービスの利用調整を行いながら配食サービスを提供する。

3 利用対象者

受注者が、本業務のサービスを提供する対象者（以下「利用者」と言う。）は、大阪市生活支援型食事サービス事業実施要綱に基づくものとする。

4 コーディネーターの配置

受注者は、本業務の計画責任者として、医師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、訪問介護員等の医療・保健・福祉に関する資格を有する者、又は老人福祉法若しくは介護保険法に規定する施設若しくは事業に1年以上従事した者をコーディネーターとして配置する。

5 配食計画の作成

コーディネーターは、利用予定者の状況に応じて、次のとおり配食計画を作成し、原則として、配食日の1週間前までには利用者に配付・周知すること。

- (1) 居宅サービス計画、介護予防計画が作成されている場合は、当該計画に記載された必要食数をもとに配食計画を作成すること。
- (2) 65歳以上で居宅サービス計画、介護予防計画が未作成（または自己作成）の場合は、地域包括支援センターが作成する介護予防サービス・支援計画書に記載された必要食数をもとに配食計画を作成すること。
- (3) 65歳未満で居宅サービス計画、介護予防計画が未作成（または自己作成）の場合及び障がい者の場合は、アセスメントを実施したうえで、配食計画を作成すること。

6 利用申請書類の提出

コーディネーターは、利用予定者から利用相談があった際には、利用予定者の状況について聴き取りを行ったうえで、生活支援型食事サービス利用申請書を発注者へ提出すること。

7 利用決定通知書等の交付

発注者が交付した利用決定通知書等について、申請者へ交付すること。

8 配食する食事について

- (1) 受注者は調理員等を配置し、本市に届出た厨房において、配食に必要な食数を準備すること。
- (2) 高齢者等にあった栄養バランス・嗜好を考慮し、咀嚼力の低下、消化吸收の低下を考慮すること。
- (3) 季節感等の変化をつけ、食べることの楽しみを感じられる献立であること。
- (4) 利用者負担額は、契約時に発注者に報告する。

9 配達

- (1) 準備した食事は、速やかに利用者宅へ配達する。
- (2) 準備した食事は、食中毒菌の増殖を抑制するために、10℃以下又は65℃以上で管理すること。
- (3) 届いた食事について、早めに食べること、食べ残しは惜しまず捨てること等を利用者に周知徹底すること。
- (4) 配食の際に食事の受領について、利用者の署名又は押印を受けること。

10 安否確認

食事は手渡しとし、受け渡しの際に声をかけ利用者の安否確認を行うとともに、異常を発見した場合は速やかに消防、警察や緊急連絡先等の関係機関に連絡すること。また、利用者の不在時は、持ち帰り、電話等で確認し、再配達することとするが、当該費用は一食当たりの単価に含まれているものとする。

また、異常を発見した場合の体制及び連絡方法等について明確にし、確実な対応を行えるよう整備を図ること。

なお、安否確認は手渡し配食が原則であるが、訪問時に利用者から応答がなく、緊急連絡先へ連絡をした結果、利用者の早期救急搬送に寄与した場合と受注者が直接消防または警察に通報を行った場合に限り、手渡し配食ではない場合でも契約上必要な安否確認を実施したものとみなす。

11 食事指導等

利用者の身体状況や健康状態を把握し、必要に応じて栄養改善や、摂食方法等の食事指導を行う。また、利用者からの福祉サービス等に関する相談に対しては、可能な限り応じ、適切なアドバイス等を行う。

12 関係帳票類の整備及び保管

受注者は次の書類を整備し、求めがあれば速やかに提出すること。また、廃棄の際は、個人情報に配慮し、適切に処分すること。

- (1) 利用者名簿(生活支援型食事サービス事業対象配食と一般配食を分けて作成すること)
- (2) ケース記録(利用者の日々の健康状態や日常生活動作、家族関係など、利用者の生活実態やその変化、苦情や問い合わせ内容などを利用者単位で記録すること)
- (3) 利用者の署名又は押印を受けた配食実績が確認できる書類(安否確認を行った時間及び担当者名を記載すること)
- (4) 業務日誌(時系列で記録し、利用者単位で作成すること)
- (5) 衛生管理記録簿(大量調理施設衛生管理マニュアルを参考に作成すること)

13 保健衛生管理

業務の実施にあたっては、次の点に留意し衛生管理に万全を期すこと。

- (1) 調理員等は、手指の洗浄及び消毒を徹底すること。
- (2) 器具、容器等は、熱湯等により殺菌及び消毒を行うこと。
- (3) 原材料は種類ごとに専用の場所に収納する等、食品相互の汚染防止に努めること。
- (4) 食品の室温放置や作り置きはしないこと。
- (5) 食品の加熱を充分行うこと。
- (6) 調理員は月1回以上、配達員は年1回以上の検便を行うこと。
- (7) 従事者に対して衛生教育を実施するよう指導を行うこと。
- (8) 検食は2週間以上保存することとし、食中毒発生時は保健所へ緊急通報すること。
- (9) 配達時は、食中毒防止の観点から速やかに食するよう説明すること。

14 研修

受注者は、従事者が基本的人権について正しい認識を持ち業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。

15 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

16 再委託

- 1 大阪市生活支援型食事サービス事業委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 生活支援型食事サービス業務委託仕様書の定めの内、4 コーディネーターの配置に関すること、5 配食計画の作成に関すること、6 利用申請書類の提出に関すること、7 利用決定通知書等の交付に関すること、9 配達、10 安否確認、11 食事指導等、12 関係帳票類の整備及び保管に関すること、13 保健衛生管理（9）、14 研修に関すること
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する※。
- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を大阪市生活支援型食事サービス事業委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

17 その他

- (1) この仕様書に定めるほか、「大阪市生活支援型食事サービス事業実施要綱」、「大阪市生活支援型食事サービス事業委託事業者選定基準」及び「大阪市生活支援型食事サービス事業事務処理マニュアル」を遵守すること。
- (2) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消に関する指針」を遵守すること。

る差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施し、研修実施報告書を提出すること。

- (3) 発注者は前月分の実績報告の内容を検査し、検査合格した食数に別紙明細書に記載する各項単価を乗じた金額を請求月単位で支払う。

18 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ）

電話：06-6208-9995

明細書

項目	単価 (税込)	数量 (※)	金額 (税込)	備考
食事サービス配食費 (15,000食まで)				
食事サービス配食費 (15,001食目以降)				
合計 (税込)				

- ※ 数量については概算であり、契約期間中における配食予定数（以下「契約見込み食数」という）とする。
- ※ 契約年度中に配食数が15,000食を超えた場合は、15,001食目以降の1食あたり単価を314円が上限となる。
- ※ 契約見込み食数が100,000食を超えることが見込まれる場合は、1食目から314円を上限とする。
- ※ 契約見込み食数が100,000食を超え、実配食数が100,000食未満（15,000食未満も含む）の場合、または契約見込み食数が100,000食を超えて、実配食数が100,000を超える場合は特約規定が適用される。
- ※ 受注者は契約書で定める特約条件を満たすことが明らかとなった場合には速やかに発注者に連絡するとともに、受注者が指定する方法により特約を履行すること。
なお、特約金の795,000円は 15,000食×（367円-314円）による。